

R5 年度 配偶者暴力（DV）防止講演会
「軽く見ないで！パートナーからのモラハラ（精神的 DV）－その実態と被害者への影響」

講師 藤本圭子さん（ 弁護士 ）

○配偶者暴力（DV）とは

DV の本質は「支配」と考えられています。被害者は、加害者から人間として尊重されずにモノとして扱われ、自分が自分であることが許されない状況に置かれ、アイデンティティーを破壊されてしまいます。それが家庭内という密室で行われ、「ないもの」にされており、社会的な問題になっています。

○DV の種類

DV には『分かりやすい暴力』と『分かりにくい暴力』があります。

身体への暴力は『分かりやすい暴力』で、殴る、蹴る、首を絞める、刃物を使う、物を投げる等、客観的にも気づきやすく、受けた側も暴力を受けている認識を持ちやすいです。

今回のテーマである精神的暴力は、非常に『分かりにくい暴力』です。人前で怒鳴る、暴言を吐く、ののしる、または命令口調で言う、あるいは何を言っても無視して口をきかないといった言動がこれに当たります。また、長時間の説教もよくある暴力の形態です。一方的に説教をされ、加害者の言うことについて「あなたの考えが正しい」と言わせるまで寝かせないといったこともあります。暴言の具体例としては、「誰のおかげで生活できているんだ」「自分と同じだけ稼いでから物を言え」「パートのくせに能無しが」、あるいは「（もう耐え切れなくて）別れる」と言う「そんなことをしたらどうなるかわかっているのか」と脅したり、「自殺してやる」と言ったり、もしくは容姿を誹謗中傷するなどがあります。

また、行動の制限もあります。これも広い意味での精神的暴力で、LINE の返信がすぐに来ないと怒る、親族や友人と付き合うのを嫌がって細かくチェックする、外出にいい顔をしないなどです。これは、被害者が自分に全てを捧げる状況でないと許せず、社会的にも孤立させようとする加害者の特徴です。

経済的な暴力もよく言われます。必要な生活費を渡さない、仕事を辞めさせて経済力を奪うというものです。これも外から分かりにくく、また被害者も暴力を受けているという認識を持ちづらい暴力です。その他、大きなダメージを与える DV としては性的 DV があります。非常にセンシティブなことなので、なかなか言いづらくて表に出にくいけれども、実際には他の DV と比べても非常に大きなダメージを被害者に与えていると感じます。

D V が一つの暴力だけで終わることはなく、これら身体的、精神的、経済的、あるいは性的暴力が複合的に組み合わされて被害者を支配しています。

○DV は公衆衛生上の問題

内閣府調査では、「4 人に 1 人が配偶者から暴力を受けている」という結果が出ています。子供への虐待が重複して起こっているケースも非常に多いです。女性から男性に対する加害もありますが、数としては女性の被害者の方が圧倒的に多いです。その背景には女性は経済的、社会的な劣位に置かれて弱い立場であることがあります。一方で、男性も「男らしさ」というハードルがあり、相談しづらい、支援が受けにくいといった問題もあります。

諸外国でも、個人間や家庭内の問題ではなく、社会的な公衆衛生上の問題であると捉えられています。例えば、イギリスでは DV のコスト（経済的損失）を算出して、予防措置に予算をつけて対応しようとする社会的コンセンサスが

あります。また、イギリス、オーストラリア、フランス、スウェーデン、中国などでは精神的・性的・経済的暴力を含む DV 行為自体を犯罪として処罰しています。

○モラル・ハラスメント（精神的 DV）とは

マリー＝フランス・イルゴイエヌ氏（フランスの精神科医）は、「モラル・ハラスメントの加害者と関係を持つことは、自分を否定する鏡の前に立っているようなものだ」と言っています。身体的 DV を受けている被害者ですら「（身体的 DV よりも）精神的 DV の方が自分に最悪のダメージを与えている」と言い、それは調査結果にも表れています。

また、イルゴイエヌ氏は「モラル・ハラスメントの加害者は、他人の人生を自分のものにして生きていく」とも言っています。被害者は、色々な暴力を様々なパターンで繰り返し受けることで精神的に大きなダメージを受け、なかなかそれは外から見えずらく、他の人に話しても分かってもらえないのです。

○加害者の考え方

アメリカの DV の臨床家であるランディ・バンクロフト氏は、「虐待は、虐待をする人のみに問題があって起こるもの」と言っています。著作から「加害者の考え方」を紹介します。（「DV・虐待 加害者の実態を知る」ランディ・バンクロフト著）

- 『パートナーをコントロールしようとする』 加害者が被害者を支配するということです。
- 『特権意識を持っている』 自分には常に気持ちを気遣ってもらう権利がある、自分の考えを絶対視してもらう権利があるという意識です。
- 『事実を正反対にねじ曲げてしまう』 認知がすぐくゆがんでいて、同じ場面を全然違う景色として見ていることがあります。
- 『相手を軽んじ、自分のほうが優れていると考えている』 相手をモノとして扱い、対等な人権を持った人間と考えていません。
- 『虐待を愛だと思っている』 加害者が愛だと思っているものは、相手を思い通りにしたいという欲求や所有欲です。
- 『パートナーを操る』 コロコロ意見を変えて混乱させたり同情させたりすることで、自分の思うような状況を作っています。
- 『外面がよい』 加害者の外面がよいことによって、被害者は被害を言い出せなくなります。
- 『自分が正しいと思い込んでいる』 被害者の責任にして自分を正当化します。
- 『虐待を否定したり矮小化したりする』 自分が悪いことをしたという認識がありません。
- 『所有意識を持っている』 自分にとって都合の良いモノとして扱う権利があると思っています。

これらの考え方は全て加害者側の問題ですから、被害者が愛情や理解を持って接したとしてもかしたら変わるかもしれないという期待はできません。

○DV 加害者が変わらない理由

被害者は加害者によって変わって欲しいと思いますが、加害者にとっての現況は非常にメリットがあるのです。自分の思い通りにでき、満足感も得られた上、さらに表向きの良いイメージを保つこともできます。このような自分が優越できる状況を手放して、辛い思いをして変えていく方向に持っていくのはとても難しいです。バンクロフト氏も「加害者にとってのこの状況は非常にメリットがあるので、手放さないことには理由がある」と語っています。

ODV 被害の影響

DV を受ける被害者への影響は本当に深刻でさまざまな身体症状も出てきます。動悸や不眠、不整脈や急な体重減少もあります。私のところに来る方は、適応障害やうつなど精神疾患を抱えているケースが本当に多いです。このような症状は、その時に起こることもあるし、数年たって離れて安心した生活を送れるようになって出てくこともあります。

最も深刻なのは、やはり子供への影響です。「忘れられた被害者」と表現されることもありますが、直接的な虐待を受けていなくても、父母に加害被害がある状況の中で育った影響は非常に大きいと思います。不安感を抱えて愛着障害や問題化行動をすることもありますし、脳への影響も最近よく言われるところです。私のところに来るケースも、家から出られずに不適応・不登校になっているお子さんが本当に多いです。加害者との生活から逃れて、安心できる状況になってからさまざまな症状が出てくることがあります。被害者自身もダメージを受けて力を奪われ、適切な養育が難しい状況にも関わらず、親としては対応していかなければいけないという非常に辛い状況をよく見えています。

○支配のチェックリスト

被害者は渦中にいると、自分が今どういう状況にあるか客観的な認識ができないので、チェックリストとしてわかりやすいものを NPO 法人レジリエンスがホームページに掲載しています。このチェックリストに多く当てはまる場合は、「あなたは支配されているかもしれませんよ」という指針となりますのでご覧ください。

支配のチェックリスト

NPO法人レジリエンスHPより
<https://sites.google.com/view/nporesilience/introduction/checklist>

- パートナーの言うことは絶対だ
- 自分の希望をパートナーに伝えるのはとてもエネルギーがいる
- パートナーが帰ってくると緊張する
- パートナーがいる前では電話をしたくない
- パートナーを待たせることはできないと思っている
- 自分がどう感じるかよりもパートナーが怒らないかが基準になっている
- 予定より遅く帰るなんてできないと思っている
- パートナーの言動に意見できないと思っている
- たとえ間違っていると思って、パートナーに同調しなくてはならない

18

支配のチェックリスト

NPO法人レジリエンスHPより
<https://sites.google.com/view/nporesilience/introduction/checklist>

- パートナーに自分の本音は絶対に言えない
- パートナーが怒りだすと、なんとかなだめようとしてしまう
- パートナーが機嫌がよい状態であるためにはどんなことでもすると思う
- どんなに自分が楽しんでいてもパートナーの機嫌が悪くなると楽しむことはできない
- パートナーのセックスの要求は断れないと感じている
- 自分のほしいものでもパートナーが良い顔をしなければ買えない
- 子どもがパートナーの気に入らないことをするとすぐあせる
- パートナーについたうそがばれるのが怖くしょうがない

19

○被害から抜け出すために

当事者の方には、ぜひ記録を取っていただきたいと思います。日記でも結構です。自分に起きていることを客観的に見る助けになりますし、またその後、何らかの裁判手続などに進む場合にも証拠になるので、周りの方も勧めていただけたらと思います。

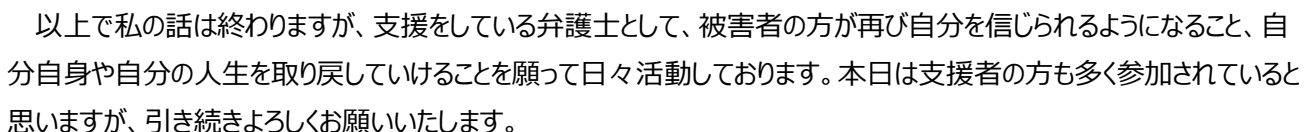
また、客観的な第三者の言葉、支援もとても重要です。「あなたの状況はおかしいよ」ということをずっと言い続けてあげてほしいと思います。その人自身の力では、もうその状況を変えられないぐらいにエネルギーがなくなっている人が多く、とにかく第三者のサポートが必要です。

さらに、相談することもとても大切です。配偶者暴力相談支援センター、警察の生活安全課、あるいは役所の中にもいろいろな相談窓口があります。仮に裁判手続に進む場合にも、こういった機関に相談していることが重要な証拠の一つになります。専門家の支援としては、精神的に弱り、疾患を抱えている状況であれば、理解のある医療機関にかかること、そして、理解ある弁護士に相談して対応してもらうこともとても重要だと思います。2024 年 4 月から精神的暴力についても保護命令の対象になりますが、医療機関のカルテや診断書も一つの大きな証拠となって認められることになっていきます。いろいろな相談窓口、専門家あるので、とにかく諦めないで相談してほしいと思います。

被害者は傷ついているので、少しでも加害者と重なるような対応は本当にアウトです。よって、加害者と反対側のことをするように心がけていただきたいと思います。例えば、加害者は被害者を対等な人として尊重しないので、支援者は被害者の方の人権を尊重して対応します。加害者は被害者の話は聞かないので、支援者はとにかく被害者の方が言われることを聞きます。また、加害者は判断するのは自分だと思っているので、支援者は被害者の判断を尊重します。あくまでも判断して決断していくのは被害者なので指図はしないこと、また、被害者の選択を非難することも絶対に許されません。時間も必要です。時間がたって、必要なタイミングで再度相談に来て別の方向を選択する方もいますので、支援者はそういった意味でも被害者の判断を尊重していくことが重要です。二次被害、二次加害には注意していただきたいと思います。

法的支援としては法テラスが利用できます。弁護士に相談する相談料については、資力要件はありますが、DV 被害者相談は無料で 2 回、一般無料相談は 3 回受けられ、計 5 回の無料相談を受けることができます。裁判手続に進む場合の弁護士費用についても、法テラスの「代理援助」という制度があります。これは無料ではありませんが、当面の弁護士費用を法テラスが立て替え、それを月々 5,000 円や 1 万円等できる範囲で返済していく制度です。

2024 年 4 月 1 日施行になります。精神的 DV も保護命令の対象になりますが、接近禁止命令と退去命令のうち、退去命令では精神的 DV は外されてしまいました。また、保護命令の期間が 6 か月から 1 年間に伸長され、連続・深夜早朝等の SNS 送信や無許可の GPS も禁止命令の対象になります。保護命令違反の厳罰化も改正されました。ただ、まだまだ不十分だと私は思っています。



<質疑応答>

質問：どうすれば精神的暴力の責任を加害者に取らせることができますか？裁判所にわかりやすい証拠の集め方を教えてください。

回答：これは常に大きな課題です。裁判は本当に証拠が全てであり、証拠がないと判断してもらえません。しかし、DVは密室で証拠を集める余裕がない状況で起こるものなので、証拠を揃えることがとても難しいことは理解できます。先程申し上げたように、とにかく記録をとり、あるいは外に相談に行き、必要に応じて受診する、そういったことをしていくことが重要です。法テラスの無料相談も利用して、自分のケースでは、どんな証拠を収集して、どんな準備をしなければいいのかを、法律の専門家に相談しながら進めていってください。

質問：男性が女性から罵倒される精神的DVもありますが、どこに相談したらいいですか。

回答：各地の男女共同参画センターにも男性専用の相談窓口があります。また、DV相談プラスなど、内閣府の設けている相談窓口も男性も相談できますので、そういうものを利用していただければと思います。

質問：モラハラ夫とすぐに離婚できない場合はどうすればいいのでしょうか。

回答：特にお子さんがいる場合は、今までの生活を捨てて、すぐに離婚に踏み切るというのは難しいかなと思います。ただ、多くの場合どんどんひどくなって、被害者はエネルギーもなくなっているようなケースも見えています。ですので、備えとしては、とにかくまずは相談することです。配偶者暴力相談支援センターでも弁護士でもいいので相談をして、仮に将来的に法的手続きになった場合に備えて、何をすればいいのかを確認した上で過ごしていくことになるかと思います。お子さんがいる場合は、現在の環境がお子さんへ与える影響もリスクとしてはあると思います。一人で抱えるのはしんどいと思いますので、相談機関とつながっていただきたいと思います。

質問：加害者プログラムについてどう思われますか。

回答：DVは、加害者が加害者プログラムに参加すれば即解決という簡単な問題ではありません。バンクロフト氏は加害者プログラムを提供している側ですが、「加害者が変わるのは容易なことではない」と重ねて言っています。変わる可能性は0ではないですが、非常に大変な道のりがあります。自分の間違いや被害者への影響を認めて、それを償っていくというスタンスに変わっていくことは、非常に辛い作業です。克服は一生かかることだと言っています。一つの方法として利用していく価値はありますが、行けばいい、行けば変わる、行けば離婚しないで済む、といったものではないということはお伝えしておきたいと思います。

<参考文献>

「モラル・ハラスメント 人を傷つけずにはいられない」マリー＝フランス・イルゴイエヌ（紀伊国屋書店）

「DV・虐待 加害者の実態を知る」ランディ・バンクロフト（明石書店）

「DV・児童虐待事件処理マニュアル」編著/磯谷文明、山崎新（新日本法規）